

訪問介護・第1号訪問事業重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています
(群馬県指定 第1070400104号)

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービス・指定介護予防訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人ことぶき
- (2) 法人所在地 群馬県伊勢崎市波志江町 1,976 番地 5
- (3) 電話番号 0270-70-4165
- (4) 代表者氏名 理事長 高野 博孝
- (5) 設立年月日 平成 10 年 6 月 1 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業者の種類 指定訪問介護・第 1 号訪問事業所
- (2) 事業の目的

社会福祉法人ことぶきが開設する、ことぶきの郷居宅サービス事業所（以下「事業所」という）が行う指定訪問介護・第 1 号訪問事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が、要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定訪問介護・第 1 号訪問事業サービスを提供することを目的とする。

- (3) 事業所の名称 ことぶきの郷居宅サービス事業所
平成 11 年 10 月 1 日指定
群馬県 1070400104 号
- (4) 事業所の所在地 群馬県伊勢崎市波志江町 1976 番地 5
- (5) 電話番号 0270-70-4165
- (6) 管理者氏名 小須田 浩寿

(7) 当事業所の運営方針

事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助をする。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(8) 開設年月日 平成 12 年 4 月 1 日

(9) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

《通所介護》 平成 11 年 10 月 1 日 指定
群馬県 1070400104 号 定員 35 名

《短期入所生活介護》平成 11 年 10 月 1 日 指定
群馬県 1070400104 号 定員 10 名

《居宅介護支援事業》平成 11 年 8 月 2 日 指定
群馬県 1070400039 号

《介護老人福祉施設》平成 11 年 10 月 1 日 指定
群馬県 1070400139 号 定員 50 名

《ケアハウス》平成 11 年 4 月 1 日 指定
定員 15 名

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 伊勢崎市全域

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土 12月31日から1月2日までを除く)
受付時間	月～土 8時30分～17時30分
サービス提供時間	月～土 9時00分～17時00分

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

職種		常勤	非常勤
1. 管理者		1	
2. サービス提供責任者		1	
3. 訪問介護員			4
資格	1) 介護福祉士	1	2
	2) 介護職員初任者研修		1
	3) 介護職員基礎研修		1

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問しサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下があります。

- | |
|---------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 |
| (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の通常 8 割又は 9 割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

○身体介護

入浴・排泄・食事等の介護を行います。

○生活援助

調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話をを行います。

○介護予防訪問介護

見守り等を含む日常生活上の世話をを行います。

ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合にはそれを踏まえた訪問介護計画・介護予防訪問介護計画に定められます。

<サービス利用料金>

① 第 1 号訪問事業（1ヶ月あたり）

項 目	単 位 数	金 額	
		1 割 負 担	2 割 負 担
介護予防訪問介護相当サービス費（Ⅰ）	1,176	1,201 円	2,402 円
介護予防訪問介護相当サービス費（Ⅱ）	2,349	2,399 円	4,798 円
介護予防訪問介護相当サービス費（Ⅲ）	3,727	3,806 円	7,612 円
初 回 加 算	200	205 円	410 円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	1 か月の利用単位数の 24.5%		

※併設ケアハウスからご利用の場合は 1 か月利用単位数の 10%減算

② 訪問介護事業（1回あたり）

項目	サービスに要する時間	単位数	金額	
			1割負担	2割負担
身体介護	20分未満	163	166円	332円
	20分以上30分未満	244	249円	498円
	30分以上60分未満	387	395円	790円
	60分以上90分未満	567	579円	1,158円
	以降30分増す毎に	82	84円	168円
生活援助	20分以上45分未満	179	183円	366円
	45分以上	220	224円	448円
通院等のための乗降介助		97	99円	198円
初回加算		200	204円	408円
特定事業所加算Ⅱ		1か月の利用単位数の10%		
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ		1か月の利用単位数の24.5%		

※併設ケアハウスからご利用の場合は1か月利用単位数の10%減算

○「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

○上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画・介護予防訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

○ 2 人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合には、ご契約者の同意の上で通常の利用料金の 2 倍の料金をいただきます。

- ・ 体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・ 暴力行為などがみられる方へのサービスを行う場合
- ・ その他必要と思われる場合

○ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービスの利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。又、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

○ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(3) 介護保険の給付対象とならないサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

(4) 福祉有償輸送について

通院等で訪問介護員の運転する車両にて輸送サービスを利用される場合は、道路運送法第 78 条 2 項により、サービスの提供に際し、要した距離に応じた実費をいただきます。但し、このサービスを利用できる方は要介護と認定された方に限らせていただきます。

乗車距離	料金
1kmにつき	100円

(4) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)(3)の料金・費用は、1ヶ月毎に計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下の方法でお支払ください。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア・現金支払い

イ・下記の指定口座への振り込み

群馬銀行 伊勢崎支店 普通口座 1586877

社会福祉法人 ことぶき 理事長 高野 博孝

ウ・金融機関口座からの自動引き落とし

(5) 利用の中止・変更・追加

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

○介護予防訪問介護をご利用の場合、月極の料金となりますので利用の中止を申し出された場合も一月分の利用料金をご負担いただきます。

利用予定日の前日までに 申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに 申し出がなかった場合	当日の利用料金の 10% (自己負担相当額)

○サービスの利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスが利用できない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

(6) サービスの提供に関する記録の閲覧・複写

事業者は、ご契約者に対してサービスを提供する毎に、当該サービスの提供日、内容等の必要事項について記録を作成し、2年間保管します。ご契約者又は代理人が請求する場合は、これを閲覧させ、又はその複写物を交付いたします。複写に際しては、実費をお支払いただきます。 ◎1枚につき 10円

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。但し、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交代してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交代

① ご契約者からの交代の申し出

選任された訪問介護員の交代を希望する場合は、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交代を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交代を申し出ること

ができます。但し、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

② 事業者からの訪問介護員の交代

事業者の都合により、訪問介護員を交代することがあります。訪問介護員を交代する場合は契約者及びその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

契約者は「5.当事業者が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

③ 訪問介護・第1号訪問事業サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。

但し、事業者はサービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分配慮するものとします。

③ 備品等の使用

サービスの実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービスの内容の変更

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービスの内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② ご契約者もしくはその家族からの高価な物品等の授受
- ③ ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④ 飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ⑤ ご契約者もしくはそのご家族等に対して行う宗教活動・政治活動・営利活動
- ⑥ その他ご契約者もしくはそのご家族に行う迷惑行為

7. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口（担当者）〈サービス提供責任者〉川上 晃奈

○ 苦情解決責任者 〈管理者〉小須田 浩寿

○ 受付時間 月曜日～土曜日 8：30～17：30

○ 電話番号 0270-70-4165

(2) 行政機関その他苦情受付機関

伊勢崎市介護保険課	所在地	伊勢崎市今泉町2丁目410
	電話番号	0270-24-1111
	受付時間	8:30～17:15

国民健康保険団体連合会	所在地 前橋市元総社町 335-8 電話番号 027-290-1323 受付時間 9:00～17:00
群馬県社会福祉協議会	所在地 前橋市新前橋町 13-12 電話番号 027-255-6033 受付時間 8:30～17:15
群馬県介護高齢課	所在地 前橋市大手町 1-1-1 電話番号 027-226-2562 受付時間 9:00～17:00

※ 年未年始、土・日曜日及び国民の祝日は休み

令和 年 月 日

当事業所は、指定訪問介護・第1号訪問事業サービスの提供開始にあたり、重要事項説明書に基づいて、重要事項の説明を行いました。

事業所住所 伊勢崎市波志江町 1976 番地 5

事業所名称 ことぶきの郷居宅サービス事業所

代表者氏名 社会福祉法人ことぶき理事長 高野 博孝 ㊟

説明者氏名 サービス提供責任者 川上 晃奈 ㊟

私は、重要事項説明書に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護・第1号訪問事業サービスの提供開始に同意します。

利用者住所

利用者氏名

㊞

代理人住所

代理人氏名

㊞

続 柄